

# 和田弥右衛門家文書より — 焰硝製造に關わつて —

和田正人

## 一はじめに

和田家文書は、合掌造りで有名な岐阜県大野郡白川村荻町、和田弥右衛門家に残る文書である。荻町地区は、平成七年（一九九五）一二月にユネスコの世界遺産に登録された地区で、和田家住宅は、この地区の中で最大規模を誇る合掌造りである。同年一〇月には国の重要文化財に指定されている。和田家は、天正元年（一五七三）以来、代々弥右衛門の名を継ぎながら、江戸時代には名主を勤めたり、牛首口留番所の役人を仰せつかっていた。また、この地区的重要な現金収入であった焰硝の製造取引によって栄える等、この地区的政・済に大きな力を持っていた。その関係から江戸期から明治・大正期に至る古文書が数多く残されている。これらの史料の一部は岐阜県史、白川村史等にも取り上げられているが、多くの史料は未解読、未整理の状態となっている。

## 二焰硝とは

本稿では、焰硝関係の史料を紹介するにあたり、焰硝について簡単に説明を加えた上で、当家の焰硝関係史料を紹介しながら、当家の焰硝製造の流れを探ってみたい。

筆者は和田弥右衛門家の「一代目（推定）」にあたるが（註1）、はずかしながら、家にこのような大量の史料があることを知りつつ

焰硝とは、硝石（硝酸カリウム）のことで、鉄砲の火薬・花火の原料として使われた。当時の火薬は黒色火薬で、硝石、硫黄、木炭

を混合して造られた。硫黄、木炭は比較的簡単に入手できたが、硝石は、国内での天然产出ではなく、主要産地である中国より輸入するか人口的に造り出すしかなかった（註2）。その人口的に造り出す方法が白川郷でもなされていたわけである。

硝石の製造法は、土中の硝化バクテリアの機能を利用して硝酸塩を造り、それを元に硝石を得る方法である。動物の尿、山草を土中に混入して腐食させ、土中の有機物が硝化バクテリアの働きによって硝酸塩を形成したところで、これを水で溶出させ、液を濃縮して硝石の結晶を取り出すものであった（註3）。具体的な製造法としては『白川村史』に次のように記されている。

「その昔行われた硝石作りは、居宅の床下を大の男が立って歩ける位に堀下げ、夏の間に牛肥を床下の土と混ぜ、稗殻・蓬草・煙草又は沼草などを積み重ね、時にこれを交ぜ返して下肥をかけて、凡そ三、四年寝かせておき、冬になって大きなたれ桶に水と一緒に入れる。下の穴からあくを取り除き、これを煮詰めると先ず中砂糖のよう赤くなり、更に煮詰めると真っ白な粉末に変わり、はじめて硝石の固体ができる（以下略）。

合掌家屋の床下を利用して、どの家でも盛んに営まれ、明治二十五年（一八九二）頃まで行われていた（註4）。

硝石製造は、白川郷に隣接する越中五箇山地方で盛んに行われていた。『富山県史』によると、五箇山硝石の存在は、永禄年中（一五五八～一五七〇）に本願時に上納したという伝承記録や慶長一〇

年（一六〇五）の硝石受取状が確認されている。この地方では加賀前田藩の硝石製造を受け持ち、各家でこれを造り、米の代わりに硝石を年貢として納めていた。また、加賀の硝石は、当時日本第一品とされていた（註5）。

白川郷の硝石製造は、隣接地であり、気候・自然条件が似通い、硝石の生産・精製作業に便利な合掌家屋を有する等、条件を同じくする越中五箇山地方より伝わったものと考えられる。

天保末年（一八四三）には、白川郷以外でも硝石製造が行われた記録が残る。大野郡の高山（現高山市）・池本（現清見村）・旗鉾（現丹生川村）・大谷（現丹生川村）・吉城郡の上灘（現上宝村）・今見（現上宝村）・月ヶ瀬（現河合村）・稻越（現河合村）・新名（現河合村）・舟原（現河合村）・保（現河合村）・天生（現河合村）・元田（現河合村）の諸村である（註6）。極内密に製造されていたであろう硝石が、越中五箇山、白川郷、そして飛騨のいくつかの村々へと広がっていたと考る。しかし他村の規模は小さく、高山などは、硝石からの生産ではなく、各村々生産の粗製硝石を買い集め、上煮精製し売捌ことを業としていたものと思われる。

### 三 和田家に残る硝石関係史料

火薬の原料の生産という特殊性を考えると、その製造法や生産量流通過程等、記録として残されていない部分が多くあるのではと推

測する。その中で当家には「文化十一年戊午年四月 上煮焰硝製始末改おほえ書 萩町村和田弥右衛門扣」と記された綴が残っている。

和紙一二一枚が袋閉じにされ、所々に内袋があり、そこに受取手形や手紙等の原本等二九点が入っている（貼られているものもある）。

この綴は、板に漆を塗った和紙で作られた包みに納められ、保存されていた。

次に「焰硝製造鑑札」がある。木製の札で、裏に役所の焼き印がある。袋に入っており、その袋には「白焰硝上煮製造 御免許御鑑札 天保十四卯十一月二十九日渡」とあり、裏面に「此御鑑札は上煮稼相止申候節、御役所書付願出相認相添御役所迄御返納可仕事」と記されている。焰硝製造稼人に出された鑑札で、一種の株でありその稼ぎを止めたものは、役所へ返納するよう記されている。焰硝関係の史料は、当館が所蔵する飛驒郡代高山陣屋文書の中にもありこの鑑札に關わる「焰硝稼免許請証文」が残っている（註7）。その証文には、札板の形状、鑑札が許された家の記録が残っており、この中に萩町村弥右衛門の名が確認できた。

その他の資料としては「嘉永七寅年三月 御上納硝石運送二付諸入用取調理帳 飯島屋喜兵衛」「万延元申年九月廿三日改 加州御買上焰硝上納方雜用帳」「文久二年 硝石金沢上納送り日記覚帳」「文久二戌年加州御買上硝石運賃入用帳 連中三人」「文久二年 加州焰硝上納方ニ付両人日記帳」「元治元子年 加州御買上硝石運賃入用帳連中三人」「慶応元年 加州御買上硝石運賃入用帳」等の

綴がある。飯島屋喜兵衛は、高山の焰硝仲買人であり、連中三人とは、當時白川郷内で焰硝の製造・取りまとめを行っていた御母衣村伊助、椿原村四郎兵衛、そして萩町村弥右衛門の三人を指す。他にも史料があると思われるが、十分整理、解読がなされていない。

現在は存在していないが、当家では、焰硝を取り集め製造するための焰硝蔵を所有していた。

「住居より北東二〇〇メートル程の地点にあり、現在は、跡地だけが残っている。幅七軒奥行き五軒程の合掌造りの板蔵で、昭和一五年頃まで建っていた。当時はすでに焰硝製造はされておらず、物置小屋として使っていた。そこには、焰硝を煮出すための大きな鉄鍋や道具類が置いてあった。その後建物は解体移築され、住居（同村萩町、山本常雄宅）として使われたが、それも取り壊され現在は存在していない。」（現当主、父正美より聞き取り）

以上の史料が存在するか「上煮焰硝製始末改おほえ書」（以下「おほえ書」）を中心に、本稿を進めていく。

#### 四 上煮焰硝製始末改おほえ書

「おほえ書」には、表紙右上に「天保十四年六月取集写出ス」と朱書がある。当時の主が当家に残る焰硝関係の史料を取りまとめ保存したものと思われる。その多くは当主の焰硝関係の覚書で、役所への願書等の写及びその時の様子が書かれている。

「おほえ書」に記された年代を追っていくと、この「おほえ書」には、当家や白川郷の硝製造について全ての年代にわたって記載されているものではないことがわかる。しかし、硝製造に関わった出来事から大きな流れをつかむことができる。そこでわかつたことを以下の五点にまとめ、順を追ってみていただきたい。

なお「おほえ書」は『岐阜県史』通史編近世下の「硝の生産」（三八八頁から三九八頁）や『白川村史』（八五四頁から八六八頁）の中に、硝製造の重要な史料の一つとして紹介されている。

『岐阜県史』史料編近世六（八五八頁から八七一頁）には「おほえ書」の一部が掲載されているので参考されたい。

(1) 和田家の硝製造のはじまり  
「おほえ書」は、和田家の硝製造の創始について、次の覚書から始まる。

#### 【史料一】

覚書

一大野郡白川郷荻町村弥右衛門硝上煮製仕候始りは、元禄年中と相見へ申候、是ハ硝桶裏書付ニ元禄式と有之候桶四ツ、宝永五と有之候桶五ツ、メ九ツとも和田弥右衛門と有之候故硝桶上煮製始り、元禄年中と相見へ申候、右桶九ツとも大破ニおよひ相果シ申候故此節無之候

一硝桶上煮製引続候ニ相稼申候は、元文五年四月より硝二相稼申候と相見へ申候

白川郷をはじめ飛騨の硝製造の始まりは不明であるが、これに

和田弥右衛門家文書より

よると、元禄二年（一六八九）と記された硝桶があつたことから当家では、元禄年中には硝製造が行われていたと記されている。伝承史料であるが、岐阜県の硝製造の起源に関する史料はこの一件のみである。

「元文五年四月より相稼」とあるのは、製造創始以来五二年後に元文五年（一七四〇）に「上煮製」と呼ばれる上等品が製造されるに至った年代を差していると思われる（註8）。

「おほえ書」の中には、この記述以外に元禄年中から元文年中に至までの記録はみられないが、後の様子から硝製造は継続的に行われていたものと思われる。

#### 【史料二】

覚書

文化年中、和田家製造の硝が大阪御用硝として上納された記録が残されている。

#### 【史料二】

覚書

一大坂御城内納硝之開発は、文化七年歳頃より、大坂たかさき喜兵衛と申商人より弥右衛門手製硝一兩年商ひ仕候處、右硝御城内御用ニ相納り申候故之事か、後日御鉄砲奉行河内佐太郎様より高山御役所え御内談有之哉、高山一之町田中屋半次郎え御役所より御取調ニ相成申候か、田半より三之町和田屋利助え相談、利助より弥右衛門え申來り、右に付三人相段示談之上、左之通御請負願仕候一件、為後留書如件

文化十一戌 七月

これによると、大阪たかさき喜兵衛との商いから大阪城内に弥右衛門製の硝が伝わり、高山御役所を通して話が進展していったことがわかる。その際に高山の商人の名前がみられる」とから、硝の流通には高山の商人も関わっていたことがわかる。なお、和田屋利助は弥右衛門の弟で、京都登せ糸商人であることが『岐阜県史』に記されている（註9）。和田家過去帳から、弥右衛門弟利助の名前が確認できた。

文化一〇年（一八一三）九月に、願人荻町村弥右衛門代高山三之町利助、証人同一之町田中屋半次郎から高山御役所に「大坂御城内御用硝願書」が出されている。その願書には、上納硝高は「年々五六百貫目宛御買上ニ相成候趣奉承知候」とあり、値段は「硝目方一貫目二付銀式拾式又宛ニテ御請負」「永久定御直段ニテ年々無滞御上納可仕候」とし、納品期限は「毎年正月中より二月中迄二大坂表御城内え御上納可仕候」と記されている。

文化一一年（一八一四）一一月に高山御役所に提出した次の請書には、さらに具体的な内容が記されている。

### 【史料三】

差上申御請書之事	飛州大野郡白川郷荻町村御請負人名主	弥右衛門
大坂御城内御用御買上硝、私共御請負方願上候一件、御糺	同村組頭	長四郎
二村左二奉申上候	利助	
一御用硝之義、当戌年より来未歳迄拾箇歳之間隔歳御買上被仰付候節は、先達て差上置候見本之通、 <sup>上品之所性合味仕</sup> 一 壱箇歳目形千五百貫目迄は員数被仰付次第、日限無遲滯上納可仕候	同町組頭	六蔵
一右硝直段之義ハ、道中駄賃残其外諸雜用一式見込、大坂着	半次郎	

この史料にみられるよう、上納硝は、当年より一〇年間は隔年五百貫又、最高千貫又まで上納すること。値段は、金一両に付三貫百匁。大坂までの運送にあたり「大坂御城内御用硝」と記した荷

之上金壱両二付硝目形三貫百目宛上納仕、營歲柄ニ寄硝と申御直段引上候共、御請負中は右直段ヲ以被仰付次第、聊無差支上納可仕候  
 一右硝道中運送方之義ハ、大坂御城内御用御買上硝と申御荷札御役所より御渡被成、白川郷より濃州向住村迄ハ、私共自分入馬ヲ以附通し、同所より八幡町通中山道加納宿より出中山道通り東海道草津宿より出、夫より大津伏見迄駿宿村々御定之賃錢請取無遲滯繼送り候様御役所添触被成下候得ハ、  
 請負人証人之内壱人宛附添道中不取締無之様運送可仕候、尤右御用硝之事寄狼成義無之様手先荷宰領之國迄嚴敷申付都て不取締之義無之様急度相守可申候  
 一右御代金御渡方之義ハ、大坂表へ上納相済次第於彼地請負人弥右衛門・証人半次郎・利助右三人之内ニテ上納ニ罷出候者手形ヲ以御金御渡被成候様仕度、依之弥右衛門・半次郎・利助、印鑑奉差上候間、右印鑑御引合御渡可被下候、右奉申上候通御買上御用御請負方被為仰付候節ハ、聊無御差支上納可仕所、相違無御座候、依之連印御受奉差上候、以上

札を付け、定められた道を御役所の添触書をもつて運送すること。代金は、弥右衛門、利助、半次郎の内大阪上納に付き添つた者に渡すことなどが記されている。なお、荷札の図や運送経路についても「おほえ書」の中に記されている（註10）。

半年後の文化十二年（一八一五）四月二八日に、【史料二】とほぼ同じ内容の文書が高山御役所に出されている。最初の御請書の時期が冬に向かう時期であり、次の請負証文が出される時期が早いことからも、実際に硝石が運搬されたのは一二年の春からであったと思われる。また、大阪御城内からのお金の請取も一二年五月付の記録が残っており、硝石五百貫目分代金、金一六一分銀二匁四分一厘を、硝石運送に付き添つた利助が受け取っている。

なお「おほえ書」には、大阪御城内御用硝石が、いつ頃まで続いたかについては記されていないが、菱村正文氏が、高山町史料より文政五年（一八二二）をもって契約が打切となつた点を指摘している（註11）。

それ以後については、【史料一】の覚書の中に「文政年中之頃より尾州名古屋駒屋文助等、夫より美濃国練屋平六・井屋市郎次・白木屋等え売り私申来り候、天保十四卯四月十一日、始テ名古屋京町鑑屋次助ニ売私申候」とある。升屋市郎次は関本町（現閔市）の仲買人で、「おほえ書」の中に、升屋からの硝石貿易手形（原本）が貼られている。これらから、大阪御城内への上納が終わつてからも他国への製造売捌が続いていたことがうかがえ、白川郷の硝石は、

仲買人を通して、尾州や高山へと流れていったものと推測する。

### （3）硝石製造許可鑑札

当家では、白川郷村々の下煮硝石を販集め、上煮精製して他国への売渡を続けてきたが、天保十四年（一八四三）五月、高山御役所より次の廻状が届いた。

#### 【史料四】

##### 御廻状抜書き

鉄砲ニ相用候合藥并塩硝之類売買いたし候ものは、依來御役所え申立、免許を請賣買可致候、且右壳捌方之義医薬等に壳渡候は格別、百姓町人共え壳渡候ハヽ、遣用之次第得と承糺、獵師又は威鐵砲等ニ相用候由申聞候ハヽ、御役所より鉄砲相渡有之ものへは、別紙離形之達、鑑札渡置候間右鑑札見届於無相違は壳渡、其余猿ニ壳買不致、尤國中生産之分買集他国出等いたし候ものへ壳渡候節は、當人並其の居村役人より書付取之壳渡、且獵師其外都て壳渡候もの名・住所・壳渡高とも其時々巨細帳面ニ記し置、毎年十月中右帳面御役所へ差出、改を受可申候

但白川郷・高原郷筋、其外國内所々ニおるて塩硝相製候もの共も御役所へ申立、免許を請相製し、其外壳捌方等之義も本文同様可相心得事

それによると、硝石貿易には役所の許可鑑札が必要となり、壳渡の詳細を帳面に記録し、毎年一〇月中に役所に提出する旨が書かれていた。当家では、同年六月七日付で、その願書を提出し、その許可及び鑑札を得ている。その願書及び同年一一月に提出した「大野

郡白川郷荻町村弥右衛門手製焰硝売捌帳」の原本は、現在も高山陣屋文書の中にある。当館が所蔵している（註12）。木製鑑札は、現在も当家において大切に保管されている。

高山御役所が焰硝の鑑札を発行したのはこの時が最初と思われ、飛騨郡代高山陣屋文書をはじめ、これ以前には鑑札発行の記録はみられない。この「おぼえ書」は、書き写された年代から、この鑑札発行に関わって準備されたものと考えられ、それが引き続き書き綴られたものと推測する。

天保十四年（一八四二）から嘉永五年（一八五二）までの一〇年間の当家焰硝売出高・売出先表が、この「おぼえ書」を元に『岐阜県史』にまとめられている（註13）。この表から計算すると、年間の平均売捌高は約三五〇貫となる。この時期の当家の焰硝製造能力がうかがえる。

#### （4）江戸表への焰硝上納と飯島屋喜兵衛

嘉永六年より七年間、江戸表への焰硝上納がはじまつた。その発端となつたのがペリーの来航であった。

#### 【史料五】

##### 覚書

嘉永六年五月中旬、東海道伊豆相模之冲へ異国船来ル、右二付日本國諸大名衆、海辺御かため従御公義被仰付候様子也、右二付江戸表より飛州焰硝御買上之御様子也

嘉永六年（一八五二）異国船来航の情報が、早々に白川郷にまで

伝わってきていた。そして、海辺防備に向け火薬の原料である焰硝の需要を察知している。これに対し素早い動きをみせたのが高山の商人飯島屋喜兵衛であった。

飛騨生産の硝石買上は高山町飯島屋喜兵衛を請負人とし、白川郷各村々の焰硝持高を調べる旨の添触書が高山御役所より出された。

#### 【史料六】

##### 御添触書写

飛州製產之硝石、今般御買上ヶ御用被仰出、高山町飯島屋喜兵衛と申ものへ請負方申付候間、當時村々ニ有高為取調、同人代之者差遣候条可得其意候、尤直段等之義も、是迄之振合も可有之候間、篤と相合セ、聊不正之義無之様可致候、以上

丑七月廿一日 高山御役所

大野郡白川郷村々役人

同年七月二二日の夜八ツ時、高山御役所からの添触書を持った飯島屋喜兵衛代人が白川を訪れ、郷中の焰硝を調査していった。

その調査によると、白川郷中の当年の焰硝は五〇箇あり、その内分けは、御母衣村伊助一〇箇、牛丸屋弥右衛門七箇、白木屋清吉七箇、椿原村四郎兵衛一四箇、荻町村弥右衛門一二箇であることが記されている。一箇は一五貫目入とあり、荻町村弥右衛門は約一八〇貫

の焰硝を所持していた事となる。しかし、天保から嘉永年間の年平均生産量が三五〇貫であったのに比べると、約半分の生産となる。意図的に量を偽るには隔たりが大きすぎる。すでに半分は、売捌済みであったのかもしれない。また、冬期の余業としての生産が考え

られるので、七月の段階では十分生産されていなかつたのかもしない。

この記述から、この頃白川郷中に五人の焰硝製造人がいたことがわかる。それぞれが焰硝を製造し自由に売捌をしていたのであろうが、今後は、飯島屋喜兵衛の元へ売り渡すこととなつた。

#### 【史料七】

当丑九月十九日廿日、御廻村御出役、庄村扇助様、沢田秋平様  
被仰聞候ハ、此度江戸表より元々本多氏被相越、飛州焰硝外々  
國之直段より格別高直ニ付、其方共より直段引下ケ、諸負人へ  
買渡可申様被仰付候次第、其後ハ何の御沙汰も無之候、丑十一  
月十九日仍如斯  
焰硝の値段について江戸表より、飛驒の焰硝は高すぎる所以値を  
下げて請負人へ売る旨の話があつた。「其後ハ何の沙汰も無之候」  
と記しているが、焰硝がどれくらいの値段で引き取られていくのか  
大きな不安を抱いていたに違いない。

同年一一月二八日、喜兵衛代人與惣次が白川郷を訪れ、焰硝運送  
の準備を進めた。弥右衛門家所持の焰硝一二箇（正三百八拾貫貳百  
五拾匁）は一二月一日には運送され、同月二〇日には喜兵衛より代  
金の内金三拾壱両を受け取つてゐる。その際の覚えには「當丑年世  
上焰硝直段之義、金壱両二付武貫壹・武百匁位ひ」とあり、今まで  
の値段に比べ低く買い取られることへの不安がうかがえる。また  
「御上様へ直ギ上納なれハ不苦候得共、請負人不正之取斗も難斗ニ  
付、來寅年仕入方甚タ六ヶ敷可考事也」と続き、請負人を介しての

和田弥右衛門家文書より

上納に不安と不満を抱いていたのがわかる。

さらに嘉永七年（一八五四）三月、飯島屋喜兵衛から、昨年一二  
月に運送した焰硝の代金残金を受け取る際に「道中運送方世話代換  
拶」として、焰硝代金の一割を差出す様話があつた。これに対し弥  
右衛門をはじめとする郷中の焰硝製造人が反対し、高山御役所に願  
書を出している。その扣が次の史料である。

#### 【史料八】

乍恐以書付奉願上候

大野郡白川郷村々より、去丑年御買上被仰付候焰硝、高山式之  
町村喜兵衛方へ相渡候處、同人方より江戸表へ上納仕候旨ニて  
今般納方諸雜用差引勘定書仕出候義ニ御座候、依に喜兵衛方へ  
世話料として、小分たりとも挨拶ニ可及積りニ御座候處、同人  
存居は、塩硝納高ニ壹割之挨拶ニ可致哉之心得と見請申候、左  
様ニテハ稼元村々身薄きもの共、余業ニも相成兼難済仕候ニ  
付、如何取斗候て可然哉、乍恐以書付御伺申上候、何卒御慈悲  
を以右始末御賢察被成下度奉願上候、以上

嘉永七年三月 塩硝稼村々惣代 大野郡荻町村 弥右衛門  
右同断 同郡椿原村 四郎兵衛  
右同断 同郡御母衣村 伊 助  
高山御役所

この扣に統いて、願書に対する役所の対応が書かれている。それ  
によると「御役所焰硝掛庄村様より、此義一割差出セとも、又差出  
不申とも御役所ニテは御差圖無之候」とあり、役所がこの件に介入  
しない旨を仰せ渡された。そこで、翌日金三両を喜兵衛に渡し決着  
をつけたと記されている。

白川郷をはじめとする飛驒の多くの焰硝製造人は、今まで自分手で焰硝を上煮製造し売捌をしていたわけであるが、江戸表御買上の名目で、請負人である喜兵衛にいわば販売を独占される形となつたわけである。

さらに、高山御役所は、製法方も喜兵衛に申し付け、今後焰硝は粗製品の段階である「灰汁煮」の状態で喜兵衛に売り渡す旨の廻状が村々に回ってきた。

これに困り果てた白川郷の村々（尾神・平瀬・大牧・荻町・鳩谷・飯島・椿原）と吉城郡の村々（稻越・舟原・保・月ヶ瀬・元田）は相談の上、次の願書を高山御役所に出している。

## 【史料九】

乍恐以書付奉願上候

大野郡白川郷尾神村外式拾武ヶ村吉城郡保村外五ヶ村之儀は、極々山中辺鄙難渋之村々ニテ、古来より農間余業に焰硝少々宛相稼夫食其外諸貯之具合ニいたし來り候處、去丑年中江戸表より焰硝御用之趣ニテ御買上被仰付、右御買上請負方之儀は、高山西之町村喜兵衛え被為仰付候段御触度有之承知奉畏、既白川郷村々之者去丑年製上之焰硝五拾箇相渡申候、且吉城郡稼村之義ハ製造之時節違ひ去丑年ハ上納不仕候、然ル处先般焰硝灰汁煮之併喜兵衛方へ可相渡旨再御触度有之、是又承知奉畏依之不顧恐多奉願上候は、右焰硝灰汁煮之併喜兵衛方迄差出候様相成候てハ、水もの故何程手當荷作候ても灰汁染出、遠路運送いたし候内ニハ多分之目切出来候ニ付、難渋之稼人共助成薄相成、殊ニ焰硝製候灰汁は、至てつよく持運之人歩衣類迄染込候てハ難渋仕、通行道並村々之ものえも繼立之儀は無余義候得共衣類等迄相痛候てハ、小前末々之者必至難渋可相成哉、左候てハ時

以上

嘉永七寅年三月

（以下、大野郡白川郷七ヶ村・吉城郡五ヶ村の名主・願人計五三名の連名あり）

高山御役所

灰汁煮焰硝は、焰硝土に浸した水を抜き出し煮詰め、灰を加えた精製が十分されていない初期の段階の焰硝で、水分を多く含むものであった。そこで願書には、水物を送るには荷造りが大変である。しっかりと荷造りしても、汁がにじみ出て、村々の運送人が困るし、量も減るので止めて欲しい。また、偏僻の地の農間余業として夫食を貯ってきた焰硝を灰汁煮のまま買い取られたのは、金銭の融通がつかず、今後続けていけない旨を遠回しに述べ嘆願している。こ

節柄御大切之品とも不弁、稼元村々を恨候様成行可申と難ケ敷次第御座候、且又右稼人共も製上納之者共より御年貢上納金諸夫錢其外組入用等迄、前金ニ借請灰汁煮焰硝を以勘定致來候得共、其年限り決算迄も相成兼、年々仕入借越ニ相成然共從來仕來ニ付自他共無差支融通いたし吳一同取続罷出候處、以來灰汁煮之併喜兵衛方へ相渡候様相成候てハ、目切多分出来損も相立候上此後金銭融通差留、相続ニモ拘り可申自然稼方怠り候様成行候節ハ、外御用筋にも違御大切之折柄、素より辺鄙愚昧之者共何之弁も無之不行届義出来仕候てハ、奉恐入候儀は一同心配仕候間往来之製造人共方ニテ精々吟味仕、極上品ニ致製上当御役所え直ニ上納仕度左候得ハ、目切等之憂無之、是迄通融通も出来稼人共相続は勿論、却て焰硝出方も勧可申と奉存候間、不顧恐多此段奉願上候、前願之始末、厚御辨察被成下置、御慈悲を以右願之通被為仰付被下置候は、一同難有仕合奉存候、以上

の願書は白川郷村々の外、吉城郡の稻越、舟原、保、月ヶ瀬、元田

の名主など合わせて五三名の連盟で嘆願している。

それでも喜兵衛による請負は続いた。このことより、喜兵衛による飛驒の焰硝の独占は、高山御役所と喜兵衛の結託によりなされたものと推察できる。江戸表より苦情のあつた、飛州焰硝が割高であるのを引き下げる方法として続けられたのである。

安政五年（一八五八）、高山御役所焰硝方掛が増田作右衛門に代わった。これを機に、再度【史料九】とほぼ同じ内容・連印記名の願書を高山御役所に出している。喜兵衛による請負から在来の各村による焰硝製造及び上納を求める願いが、強く伝わってくる文章である。

この動きに対し、喜兵衛側からも高山御役所への働きかけがあり早速、役所からの添触書をもつた喜兵衛代人が白川郷へ到來し、例年通り喜兵衛へ灰汁煮のまま焰硝を売り渡すよう言い渡している。

安政五年（一八五八）の喜兵衛から高山御役所への働きかけについては、喜兵衛から高山御役所宛てた三通の願書の写が残っている。それには「是ハ去ル方より極内々借り受取候ニ付他見他言出入に相成不申事」と表紙が付けられ「おほえ書」の中に綴じられていた。誰より入手したのかは不明であるが、何としても喜兵衛の動きをつかみ、独占を回避する手立てを考え、今まで通りの自由な焰硝製造に戻したいという思いがうかがい知れる。

弥右衛門はじめ村々の働きかけが実ったからか、安政六年（一八

五九）二月七日、次の廻状が届いた。

#### 【史料一〇】

当國産硝石御買上之義、高山式之町村喜兵衛より相願候ニ付てハ、其村々ニ出来候灰汁煮塩硝、同人え売渡候様先達て相達置候、然ル處硝石之義、先當所御不要之品ニ付御買上不相成旨被仰渡候間、其段喜兵衛へ申渡候、仍ては以來村々ニおるて勝手次第売捌不苦候間其旨可相心得候、此廻状、村々令請印早々順達、留村より可相返もの也

未二月七日

高山御役所

同十日八ツ時到来即刻

鳩谷へ差送り申候

大野郡白川郷

中畠組

大牧組

荻町組

鳩谷組

飯島村

椿原組

右村々役人

この廻状には、焰硝製造は、今後村々において自由に行つてよろしい旨が記されていた。これは、江戸表上納焰硝が不要となつた為下された措置であった。この知らせを弥右衛門は「大吉事之御廻状至来仕候」と記して喜んでいる。これにより、焰硝売捌は従来の様に自由となつた。

#### （5）加賀藩への焰硝上納と連中三人

焰硝売捌が自由となり、加賀藩への焰硝上納がはじまつた。その過程が「おほえ書」の中に楽書覚として記されている（註14）。

白川郷の村々は、米鹽等の購入のため越中城端町御会所との交流が盛んであった。「勝手次第売捌不苦」となった白川郷焰硝の情報は当然加賀へも伝わっていった。早速、城端町御会所から焰硝買上の話が、焰硝製造人の一人である椿原村四郎兵衛にあり、四郎兵衛は弥右衛門に相談を持ちかけた。そして、白川郷惣代小白川村彦右衛門・弥右衛門・四郎兵衛の連名で同御会所へ焰硝売捌の願書を出した。最終的には御母衣村伊助も加わり、白川郷の焰硝を取りまとめている連中三人が加賀藩への焰硝上納をはじめた。

「おほえ書」には、万延元年（一八六〇）から慶應元年（一八六五）迄の連中三人の加賀藩への上納焰硝高が記されており『岐阜県史』は、それを表にまとめている（註15）。初年の焰硝上納高は、六一七・七貫で年々上納高も上がり、六年目には、八九一貫の焰硝を納めている。六年間の上納高は、四四七八・七貫に及び、六年間の連中三人の上納高の内分けは、椿原村四郎兵衛が一八五五・五貫荻町村弥右衛門が一七一六・六貫、御母衣村伊助が四四七・八貫である。この時期の荻町村弥右衛門の年平均上納高は二八六・一貫となる。

「おほえ書」に記されている記録は、ここまでである。

#### 四 おわりに

以上「おほえ書」の史料を中心に、和田家の焰硝製造の流れを見てきた。

焰硝製造のはじまりから、当家製造の焰硝が文化年中に大阪表へ上納されていたこと、天保一四年（一八四三）高山御役所より焰硝製造鑑札を得たこと、嘉永六年（一八五三）から安政五年（一八五八）にかけて飯嶋屋喜兵衛の請負で白川郷をはじめとする飛州の焰硝が江戸表へ上納されていたこと、安政六年（一八五九）より慶應元年（一八六五）にかけ加賀藩への上納が行われたことが確認でき和田家製造の焰硝繁榮の大きな流れをつかむことができた。また、江戸表上納に至っては、飯嶋屋喜兵衛の請負独占に対し、飛州焰硝製造人との間に静かな衝突があったことも明らかになった。

しかし、この「おほえ書」だけでは、明らかにできない部分が多くあることがわかり、今後の課題も多く残った。

焰硝の製造過程については、先行研究された文献に負うところが多かった。白川郷では明治二十五年頃まで焰硝製造がされていたことは前述したが、そのことを伝え聞いているお年寄りの存在は確認していない。二次的な伝聞が中心になるとと思うが、早急の聞き取り調査の必要性を感じている。

当家の焰硝製造から、白川郷の焰硝製造の様子を推察することができたが、焰硝を製造していた人々の生産高や売り高、流通過程等さらに具体的な史料発掘の必要性を感じている。

また、地理的にみて、越中五箇山との繋がりがもっと古くからあつたはずであるが、幕末期の加賀藩上納焰硝の記録があるだけで、それ以前の情報は「おほえ書」の中にはみられなかつた。

硝が火薬の原料であるという正確上、極秘に扱われた部分も多  
くあり、文書として残っていない部分も多くあるかと思われるが

当家には口留番所関係の史料、名主関係の史料等多くの文書が残さ  
れている。物資の流通過程など「おほえ書」以外の史料を広く探つ  
ていく必要性を感じている。

和田家以外の史料に当つていく必要性も痛感しているのだが、今  
回は十分な調査をするには至らなかつた。越中五箇山の硝関係史  
料、白川と硝製造の流通のあつた地域の史料（註16）、飛驒では  
高山や河合村等にも硝関係の史料が存在しているはずである。こ  
れらへも範囲を広げ、研究を進めていく必要性を感じている。

火薬の原料である硝の製造が、永きにわたり白川郷で行われて  
きたことは確かな事実である。しかし、その硝製造の最も栄えた  
時期はいつであったのか、その硝製造により人々の暮らしはどの  
ようになつたのか等、硝製造が白川郷に住む人々に及ぼ  
した影響について言及するには、まだ私の研究が浅いことを痛感し  
ている。私の研究はスタートしたばかりである。世界遺産の地白川  
郷に生まれ、先祖の史料を通して研究できることに感謝しつつ、今  
後も、硝製造をはじめとする白川郷に関する研究を深めていきた  
いと考えている。

最後に、和田家文書の解説にあたり、当館の諸先輩はもとより、  
高山市在住、町年寄日記研究会員の野呂和子さんご協力いただい  
たことを申し添え、感謝の意とともに本原を閉じたい。

和田赤右衛門家文書より

註

- (1) 「和田家過去帳面」からは、宝暦八年まで逆上ることがで  
き、その中で確認できたのが一一代である。それ以前につ  
いては不明。
- (2) 『岐阜県史』通史編近世下 三八九頁 昭和四七年
- (3) 『富山県史』近世中 一九三頁 昭和五三年
- (4) 『白川村史』全 八五二頁 昭和四三年
- (5) 前掲（註3）一九三頁、一九五頁
- (6) 前掲（註2）三九三頁
- (7) 岐阜県歴史資料館所蔵 『飛驒郡代高山陣屋文書』  
目録番号一・五二一六九
- (8) 前掲（註2）三九〇頁
- (9) 前掲（註2）三九一頁
- (10) 『岐阜県史』史料編近世六 八六二頁
- (11) 『梅村速水私記その九 飛驒硝』菱村正文  
『飛驒春秋』第一九一号 十五頁 昭和四八年
- (12) 前掲（註6）目録番号一・五二一
- (13) 前掲（註2）三九二頁 第一〇一表 及び一・五二一六八一
- (14) 前掲（註9）八六九頁
- (15) 前掲（註2）三九六頁
- (16) 白川と硝取引のあつた関本町升屋の史料が掲載されてい  
る。『新修関市史』史料編近世四 四四五頁、平成七年